

○学校法人松山大学障害学生等支援活動制度の利用規程

2015(平成27)年10月6日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松山大学障害学生等の支援に関する規程に定める、障害学生等への支援活動制度の利用に関する事項について定めることにより、障害学生等が学生生活をおくる際に適切な修学及び学生生活の支援を受けられることを目的とする。

(支援活動の適用事項・種類・期間)

第2条 支援活動が適用される事項は、正課の講義・試験・実習及び正課に準ずる講演会並びに松山大学、松山大学大学院及び松山短期大学が主催する行事・ガイダンス・セミナーとする。

2 支援活動の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 手話通訳
- (2) PC通訳
- (3) ノートテイク、代筆
- (4) 車椅子介助、トイレ介助、食事介助
- (5) その他、第1条の目的達成のため、理事長が必要と認める支援

3 支援活動を受けることができる期間は、最短修業年限内とする。ただし、最短修業年限を超過している場合であっても特段の事情があるときは、学生支援室運営委員会で審議の上、理事長が認めることができる。

4 障害学生等本人の家族、親類又は知人、あるいは行政機関から必要な支援を受けることができる場合、これらが優先される。

(支援利用対象者)

第3条 支援活動を利用することができる者は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、内部障害、発達障害、精神障害の障害をもつ学生で、本人が支援を希望し、かつ、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有する者又はそれに相当する診断書を有する者。
- (2) 自力・自助努力で修学及び学生生活を行うことができない者。
- (3) 障害学生等本人の家族、親類又は知人から必要な支援の全部又は一部を受けることができない者。
- (4) 行政機関から必要な支援の全部又は一部を受けることができない者。

(支援利用の申請)

第4条 この規程による支援を希望する者は、申請書に前条を証明する資料を添付し、学生支援室に提出するものとする。

(支援の決定)

第5条 合理的配慮を目的とした、支援利用学生、支援活動の種類、支援活動の期間及びサポートスタッフの配置等の決定は、障害学生等支援会議の協議を経て、学生支援室運営委員会が行う。なお、支援の決定後、支援の詳細については、常務理事会に報告しなければならない。

- 2 支援の決定後、第3条に定める要件に変更が生じた場合、支援利用学生は速やかに学生支援室に報告し、学生支援室運営委員会の承認を得るものとする。

(サポートスタッフ)

第6条 サポートスタッフは、本学及び近隣大学からの学生並びに障害学生等が手配する学外者とする。

- 2 サポートスタッフは、学生支援室にサポートスタッフ登録の申請を行い、学生支援室の許可を得なければならない。
- 3 サポートスタッフは、障害学生等に対する理解を深め、支援利用学生と対等関係のもと、学生支援室が指定する一定の研修を受け、支援活動を行うものとする。
- 4 第1項に定めるサポートスタッフでは対応できない等の特段の事情により、保健師及び医師並びに外部団体(業者)等の支援が必要な場合は、学生支援室運営委員会が審議し、その都度認めることができる。
- 5 第1項及び第4項に定めるサポートスタッフは、併用することができる。

(サポートスタッフの支援活動手当)

第7条 前条第1項に定めるサポートスタッフに対して、学校法人松山大学事務補助職員・臨時職員就業規則第18条、別表2「時間給適用者 臨時職員 講義支援」の項の金額を支援活動手当として支給する。

- 2 前条第4項に定めるサポートスタッフの支援活動手当の金額は、前項に定める金額を上限として支給する。なお、上限を超える場合は自己負担とする。
- 3 前項の支援活動手当の金額及び支給方法については、学生支援室運営委員会が審議し、その都度定める。
- 4 サポートスタッフは、学校法人松山大学事務補助職員・臨時職員就業規則第10条に従って、休憩時間を取らなければならない。

(事務)

第8条 サポートスタッフの支援活動に関する事務は、修学にあたっては教務部教務課又は短期大学事務部短期大学事務室、修学以外の学生生活にあたっては学生支援室が行う。

(守秘義務)

第9条 サポートスタッフは、職務上知り得た個人情報について、活動中のみならず終了後においても守秘義務を負う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、障害学生等への支援活動に必要な事項は、学生支援室運営委員会の議を経て、常務理事会が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生支援室運営委員会の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2015(平成27)年10月6日から施行し、2015(平成27)年4月1日から適用する。